

# 全国児童相談所における子どもの性暴力被害事例（平成 23 年度）についての調査報告

主任研究者 山本 恒雄 日本子ども家庭総合研究所 子ども家庭福祉研究部 部長  
研究協力者 大木 由則 神奈川県次世代育成部子ども家庭課主査  
高岡 昂太 千葉大学大学院医学研究院子どもの心の発達研究センター 特任助教

## 1. 課題意識および目的

### 1) 性的虐待と家庭内性暴力被害

これまで、児童相談所における子どもの性暴力被害問題は、主として「性的虐待」の範疇で扱われてきた。現在公表されて認知されている「性的虐待」は、児童相談所が扱っている「本来、基本的には親密な距離にあり、相手との接触を任意には選べない、忌避できない日常生活の場における関係」で発生している子どもの性暴力被害の全体像を反映しておらず、さらに児童相談所が扱う子どもの性暴力被害にはより広範囲なものが含まれている。

児童相談所における性的虐待事案は、児童虐待防止法の定義区分によると、親権者・監護責任者自身からの性暴力被害のみを指しており、家庭における子どもの性暴力被害全体を示すものとはなっていない。親権者、監護責任者以外の家族・親族・同居人等による家庭内での性暴力被害は「性的虐待」に含まれていないからである。平成 16 年の厚生労働省の通知により、それらの被害事案は「監護責任者のネグレクト」として「子ども虐待」に含まれる事案と認知されることとなったが、それはネグレクト事案に含まれるため、現在報告されている「性的虐待」件数には含まれていない。

家庭生活における子どもの性暴力被害には、さらに周辺群が存在する。同居はしていないものの、頻繁に家に入出入りするとか、生活の場を相互に行き来する親族、そのほかの人物からの被害である。これには親族のほか、家族の誰かと内縁関係にある人物や、家族同様に行き来する近隣住民や知人等が含まれる。これらの人物との関係は、当の子どもにとっては「本来、基本的には家族同様の親密な距離にあり、相手との接触を任意には選べない、忌避できない日常生活の場における関係」という条件にあり、いわば同居に準ずる関係にある。これら同居に準ずる関係にある人物からの家庭内での性暴力被害は、まさにその子どもの監護責任者の安全管理責任の下において発生した被害として、「監護責任者のネグレクト」事案に基本的に該当する事案となるとみられるが、もちろん、現在報告されている「性的虐待」件数には含まれていない。

児童相談所が関与する、子どもが暮らすもう一つの形として、社会的養護における生活がある。子どもたちはひとつ屋根の下、共有される空間内で、職業的養育者としての監護責任者およびそのほかの養育者・関係者、仲間の子どもの生活の場を分かちあって暮らしている。同居家族ほどに密接ではない場合もあるが、この生活環境内の人間関係は、家族・親族に準ずる「本来、基本的には家族同様の親密な距離にあり、相手との接触を任意には選べない、忌避できない日常生活の場における関係」という条件に該当する。この人間関係内で生じる性暴力被害は、上記の要件に準ずる対人関係での被害となるが、これも、監護責任者である者自身からの性暴力被害でない限り、現在報告されている「性的虐待」件数には含まれていない。

これらの人間関係において、もし子どもが何らかの性暴力被害にあった場合、その被害はたとえ 1 回だけの出来事であったとしても、被害にあった子どもが置かれている対人関係の状況からは、それを具体的な被害事実だけに限定して「単発・単回の被害」と簡単には言い切れない、ある種の持続的な危険・侵害状態に子どもがさらされるという事態が生じているとみななければならない。ましてや実際に被害が断続的、連続的に繰り返される場合には、まさに「状態としての被害」が発生していることになる。これらの状況が被害にあった子どもに深刻な「複雑性 PTSD」を引き起こすのである。

### 2) 児童相談所が相談対応上、関与する子どもの性暴力被害の全体像へのアプローチ

児童相談所が何らかの相談対応上、出会うことになる子どもの性暴力被害事案には、より大きな広がりがある。そのひとつに、子どもの生活圏内、近隣における性暴力被害がある。多くは顔見知りの人物からの被害である可能性が高いが、犯罪被害者学からの知見によれば、これらの被害は最も申告されにくく、発見されているのはごく一部であり、その背後に多数の暗数が潜在していると言われている。また援助交際や児童ポルノ事

件、強制わいせつ等の性犯罪被害に遭う子どもの事案も児童相談所は相談援助の過程で扱うことがあるが、これらの事案はいずれも現在報告されている「性的虐待」件数には含まれていないし、そうした性暴力・性的搾取にあった事案を統一的に識別・把握する体制は設定されていない。

平成 20 年度から 22 年度の 3 年間にわたる厚生労働省科学研究費補助金研究事業により研究が実施され、平成 23(2011)年に策定された「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版」「性暴力被害の事実を子どもから聴き取るための面接法」「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン<児童養護施設・情緒障害児短期治療施設版>」は、それらの課題についての全国の児童相談所、自治体、関係機関への調査研究、各機関からの持続的な協力によって作成され、国においても児童相談所における対応のガイドラインとして位置付けている。いずれの研究も当初は「性的虐待」と定義される事案を対象として検討を開始したが、上に述べたような実態が明らかになるにつれ、より広範囲な子どもの性暴力被害事案を対象とする結果となった。

今回これらのガイドラインや調査面接法の策定作業がその対応を目指した児童相談所における子どもの多様な性暴力被害事案について、その発見と対応の現状、および課題について、各児童相談所における子ども虐待対応の体制整備状況、および実際の対応事例情報を把握することで、今後の課題整理と検討を進めることに資することが必要かつ重要であると考えた次第である。

そもそも児童相談所が扱うあらゆる子どもの性暴力被害事案は、いったいどのくらいあるのか、それに対して児童相談所は何をしてきたのか、何をしつつあるのか、何をしようとしているのか、そして何をしなければならぬのか、を明らかにすること、少なくともその作業のスタートラインを引くことが本調査の目的である。

## 2. 方法

### 1) 調査対象区分

全国児童相談所に対する質問紙調査を計画した。調査は別紙資料にあるように、以下の 2 つの対象について計画された。

- ① 児童相談所の組織・体制（平成 23 年度 4 月当初における各所体制）と課題意識（所票質問紙）
- ② 平成 23 年度中に各児童相談所が対応した性暴力被害にあった子どもの事例情報（個票質問紙）

の 2 つである。②の個票はさらに、相談時の子どもの居場所について、

- A 票：在宅で相談開始、あるいは問題の発見・発覚があった事案
- B 票：施設入所中に相談開始、あるいは問題の発見・発覚があった事案

に分けた。在宅事例（A 票）には別件での一時保護所入所中を含むとし、施設入所中の事例（B 票）については、基本情報（B 票共通質問紙）とさらにその時点で生活の場から一時的に分離されたかどうか、被害の内容が主として親権者・親族からの家庭内性暴力被害の延長線上にあるものか、それ以外か、の 2×2 要因に分け、

- B1：一時的に施設から分離・主として親権者・親族からの家庭内性暴力被害の延長線上にある事例
- B2：一時的に施設から分離・主として家庭外性暴力被害にあたる事例
- B3：そのまま施設に留め置いて支援を図った・主として親権者・親族からの家庭内性暴力被害の延長線上にある事例
- B4：そのまま施設に留め置いて支援を図った・主として家庭外性暴力被害にあたる事例

として基本情報（B 票共通質問紙）に続く調査個票を 4 種に分けた。これらの区分は、それぞれの事案ごとの対応状況や課題に違いがあると想定され、共通の調査項目以下の事項については独自の調査項目に分ける必要を感じたためである。

また、取扱い事例に関しては、当該年度中に相談受理があって対応開始された事例と、当該年度以前から対応が継続している実数を調査票の記入調査対象とした。現在、児童相談所の相談件数として福祉行政報告例に計上されているある年度の「性的虐待」件数は、その年度内に「性的虐待」として相談受理されたもののうち、実際の性的虐待が確認された事案の延べ対応件数である。したがってある年度において、子どもが性暴力被害にあった事案として児童相談所が相談対応している実数件数は、その年度の統計報告上の「性的虐待」件数とは全く異なるため、実際的に何らかの性暴力被害として対応されている全事例を個票による調査対象とした。

## 2) 調査の実施

調査は平成24年6月15日に開始し、平成24年8月31日を回答期日として実施した。実際に配布された調査票については「別紙資料：調査票」を参照されたい。

## 3. 個人情報の取り扱いについて

### 1) 個人情報の保護

調査においては、個別情報を直接反映させる記述情報を排除し、一般化された分類・選択項目の設定により、データはすべて数値データのみとし、かつ報告にあたっては計算処理された合計値のみを扱うこととした。所票に関しては自由記述欄を意見欄として一部設けたが、データとして取り扱う際には固有名詞はすべて排除し、かつ個別事例の情報を含む記述は外すこととした(結果的には個別事例を記述した回答は認められなかった)。

個票に関しては、分析時点では回答か所が識別される情報を含まない数値データのみとし、データ処理にあたる研究者を2名に限定、結果処理が終了した時点で個票としての元データは焼却処分とした。ただし、入力された数値データはこれに続く探索的な分析処理が終わるまで、いったん保存され、全国児童相談所所長会が管理することとした。

事例情報の回答に関して、相談当事者の承諾確認は情報の性質上極めて困難であり、かつ各所の相談業務上の観点からも、そうした手続きをとることは以後の相談業務に重大な支障をきたす恐れが強いことから、事例情報に関する回答の提供においては、各自治体の個人情報管理規定に照らして問題が無いとされる、学術的な協力の範囲のみとし、それぞれの個別判断による回答の発送をもって、各地の個人情報保護の要件を満たしたもののみが提供された、と認識することとした。

個票データを含む結果の報告に際しては、統計的処理においても事例の識別が結果的にある程度、可能となるようにみえる処理はすべてチェックし、そうした識別が想定されるか、あるいは想定できるようにみえるデータは公表に適さないとして可能な限り除外した。

### 2) 集計データの取り扱い、公表手順について

集計されたデータはすべて数値情報のみとし、個人情報への検索ができない状態で管理されるようにした。実際に回収された個票はデータ化が終わった時点で焼却処分されることにより、元データへの遡及の可能性は閉鎖される。数値データの管理は全国所長会によって管理される。

データの全体報告は全国児童相談所長会の責任において本報告書で行われる。報告書作成にあたっての個人情報の取り扱いについては、3で述べられた原則にしたがって行われる。ただし、本データは全体量が多く、なお、個別領域で学術的に探索・分析可能な領域は残っている。この点については、今後とも研究担当者によって分析と検討を続け、必要があれば、個別に全国児童相談所長会の承諾確認の下でその取り扱いを検討することとする。